

ALPHA NEWS—ONLINE V o l . 3 2

発行者：弁護士法人アルファ総合法律事務所

2020. 7. 17

こんにちは。弁護士法人アルファ総合法律事務所です。

このメールマガジンは、当事務所の弁護士等が名刺交換をさせていただいた方、セミナーへご参加いただいた方、メールマガジンの配信登録をいただいた方、顧問先企業様にお送りしております。なお、配信停止については、当メルマガの末尾よりお願い致します。

※-----※
本メールマガジンは配信専用となります。
当事務所へのお問い合わせやセミナーのお申込につきましては、下記連絡先へお願い致します。
電話：04-2923-0971（受付時間：平日午前9時～午後6時）
※-----※

皆様こんにちは。
突然ですが、主婦歴十数年で、やっと少し料理が楽しくなってきた私は、キャンプデビューしたいのに、なかなかキャンプに行けない・・・というストレスも相まって、「キャンプ飯」にハマっています。

特に最近、我が家で活躍している調理器具が「スキレット」です。鋳鉄製のフライパンで、熱伝導がよく、温度がゆっくり均等に食材に伝わる・・・等々（あまり深く理解できていません）、とにかく料理が美味しくできて、かつ、見た目も格好良いという一石二鳥の道具です（腕をつってしまいうくらい重いか、使用後のメンテナンスが毎回面倒・・・といったことは一旦忘れます）。

ハンバーグやピザ、餃子にアヒージョ、何一つ凝ったものは作りませんが、スキレットで焼いて、そのまま食卓に出すことで、「私って、こだわってる！」感を味わいながら、少し食卓にぎやかに飾ることができ、子供も喜んでくれます！

原則として、当事者の方のみでのご来所をお願いしております。
体調不良の際はご来所をお控えいただき、事前に当事務所まで
ご連絡ください。

また、当面の間、お子様連れでのご来所はお控えください。
なお、ご相談時には、マスクの着用及び受付でのアルコール消毒を
お願いしておりますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

皆様にはご面倒をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を
賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

┌ ◆ 中小企業様向け・無料電話相談について ◆ ───────────
└───┘

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、中小企業様
（個人事業主様）におかれましては、急速な業績悪化や抜本的な
経営判断を迫られる場面が今後さらに増加することが予想されます。

弊所では、引き続き下記の要領で中小企業様向けの無料電話相談を
承っております。

<ご相談予約>

電話相談は事前予約制です。まずはお電話にてお問合せください。

【電話番号】0120-10-5050

【受付時間】平日 9:30~16:30

※ご予約時には相談希望日時その他、法人名・代表者名・
電話担当者名・所在地・連絡先・簡単な相談概要などをお伺い
させていただきます。

<受付期間>

2020年7月末日頃までを予定

※状況により期間の延長・短縮をさせていただく場合がございます。

<相談時間>

ご相談は、原則として30分までとなります。

※担当弁護士の判断で延長する場合がございます。

<相談内容>

経営者様からの法人に関するご相談であれば内容は問いません。

以下のようなご相談を中心に、幅広く対応させていただく所存です。

▼ご相談例▼

- ・取引先との関係に関するご相談
- ・経営問題に関するご相談
- ・労働問題に関するご相談

事業内容によっては、この機会に業務の拡大や、商品の供給を増やしたい等の希望をお持ちの企業様もおられるかと思えます。そのような企業様からのご相談にも対応させていただきますので、まずはご連絡いただければと存じます。



2 株式会社よもやま～株主は誰？（１）～



皆様こんにちは
弁護士法人アルファ総合法律事務所の
代表弁護士・税理士の保坂光彦です。

前回までは、いわば会社の支配を巡る「多数派对少数派の戦い」ともいべき内容に絡んだお話をさせていただきましたが、今回からは、そのような戦いの、さらに前段階にあたる「そもそも誰が『株主』となるのか？」というテーマでお伝えしていきたいと思えます。

まず最初に、基本となる「会社からみて誰が株主なのか」（株主として扱えばよいのか）という問題ですが、これに対する端的な答えは、「株主名簿」に記載されている者が「株主」である、ということになります。

なぜなら、たとえ当事者間において株式の売買等が行われたとしても、株主名簿上の名義書換を行わなければ、会社に対して株主たる地位を主張することができないのが法律上の原則だからです（会社法第130条第1項参照）。

言い方を変えますと、その時点における実際の権利者が誰であれ、有効に名義書換が為されないうちは、会社はその「自称株主」を法律上の「株主」として扱う必要がないということを意味します。

では、そのように重要な意味をもつ株主名簿の名義書換とは、

具体的にどのような手続で進められるのでしょうか？

この点、不正又は不実な書換請求を防ぐという観点から、やはり「現在の株主」と「株式取得者」が共同して会社に対して株主名簿書換請求をするという形が原則となります。より具体的には、株主と株式取得者それぞれの住所、氏名などが記載された、連名による「株式名義書換請求書」を会社に提出する形になります（なお、相続により承継した場合には、この原則型での書換請求は不可能ですので、これに代えて遺言書や遺産分割協議書など権利の承継を証明する資料を提出することで足りるとされています）。

ところで、「株券」を提示したうえでの株主名簿書換請求する場合には、例外的に現在株券所持者単独で名義書換ができるとされています。これは、株券発行会社においては、株券を所持していることをもって株主としての地位を定めるのが基本とされているからです。逆に言えば、たとえ当事者間で株式の売買が為され代金等が支払われたとしても、株券の受け渡しが無い限り、そのような売買自体が効力を生じないことになってしまうのです（会社法第128条第1項）。

最近設立された会社において、株券発行制を導入している会社は少ないと思われませんが（そもそも現行法では株券「不」発行が原則とされており、例外的に株券発行する場合だけ定款にその旨を記載することになります）、会社法施行以前の旧商法下では、逆に株券発行が原則とされていたので、設立が古い会社ですと、登記上今もなお「株券を発行する」とのままとなっており、後日株式譲渡の有効性を巡って問題が生じる可能性がありますので留意が必要となります（ご心配であれば、念のため自社の登記簿を確認してみてください）。

（つづく）

▼▽▼-----
3 [弁護士コラム] クレーンゲーム～その2～
▲△▲-----

こんにちは。

日頃、大変お世話になっております。弁護士の田村裕輝です。

前回（3月配信：メルマガ第28号）、私は「クレーンゲーム」について書きました。

それほど高尚なテーマでもないため、「クレーンゲーム」の話は前回で完結させたつもりでした。

しかしながら、ふと我に返り、あれで完結とすると、田村は「『クレーンゲーム』で散財して自信を失っているだけの弁護士」という取り返しのつかないイメージがついてしまうのではないかという疑念が頭をよぎりました。

そこで、今回は「クレーンゲーム」を無理やり学問めいた話につなげてみようと思います。

題して、「『クレーンゲーム』と『コンコルドの誤り』」です。

さて、「クレーンゲーム」にひたすらお金をつぎ込み、それでもなかなか狙った商品を取ることができず、しかも、商品の配置や経験則等から「もはや獲得できないのではないか」という疑念が頭を掠めながらもなかなか手を引くことができない時、私の頭には、決まって、遠い昔に本で読んだ「コンコルドの誤り」という言葉が浮かびます。

今回のコラムを書くにあたり、改めて某有名インターネット百科事典を検索したところ、「コンコルドの誤り」とは「コンコルド効果」、「埋没費用効果」などとも言い、あるものへの金銭・精神・時間的投資を続けることが損失につながると分かっているにもかかわらず、それまでの投資を惜しみ、投資がやめられない状態を指すとのことでした。

改めて言うまでもなく、それは私にとっての「クレーンゲーム」です。

余談ですが、私がかつて受けた大学入試で、この

「『コンコルドの誤り』の具体例を挙げよ」という趣旨の出題があり、回答に苦勞した記憶があります。

超音速旅客機と「ゲーセンの王様」を対比してよいのかという
一抹の不安はありますが、それでも、今であれば
「クレーンゲーム」を例として挙げると思います。

さて、話を戻しますと、私の場合、このように「コンコルドの誤り」
と自覚してもなお突き進んでしまうのですから、本当に手に負えません。
その場に居合わせた友人や身内などからは、「時間の無駄」、
「お金がもったいない」、「商品を普通に買った方が安上がりで確実」
などと、正論を正論でコーティングしたような、何の面白みもない、
心ない誹謗中傷の嵐が寄せられることもしばしばです。
これらの誹謗中傷は、クレーンゲームメーカーや私の立場を
危うくするものですので、全く取り合わないようになっています。

ただ、私は思うのです。そもそも「クレーンゲーム」に費やした
時間やお金は本当に無駄であるのかと・・・。

それでは、次号に続きます。。。

*本コラムの結末は、メルマガ11月号で配信予定です。お楽しみに！

▼▽▼-----

4 あとがき

▲△▲-----

まさかの弁護士コラムの「次号に続く」に、心の中で様々な
ツッコミを入れつつも、次号が待ち遠しくなっているあたり、
既に筆者の術中にハマっているということでしょうか。

さてすでに7月も半ば、例年であれば梅雨明けの知らせを今か今かと
待っている時期ですが、今年は「さて、梅雨が明けたら何をするかな」
と考えています。

小学生の息子の夏休みも2週間ほどしかなく、
実家への帰省も気軽には出来ずにいるなか、楽しく暑い日々を
乗り切る方法を考えたいと思います！

それでは次号をお楽しみに！

◆◇より身近に、より迅速で、より充実したリーガルサービスへ◇◆

－発行元－

弁護士法人アルファ総合法律事務所

代表弁護士／税理士 保坂光彦 （メルマガ担当：松浦／M.A）

埼玉県所沢市日吉町14-3朝日生命所沢ビル8階

TEL：04-2923-0971 / FAX：04-2923-0972

MAIL alpha-tokorozawa@alpha-lawoffice.com

URL [https:// alpha-lawoffice.com/](https://alpha-lawoffice.com/)